

第17号の2様式（第54条の2関係）

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年7月20日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒623-0054 京都府綾部市井倉町梅ヶ畠20番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日東精工株式会社 代表取締役 社長 材木 正己

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	251台	0台	0台	251台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	18台	0台	0台	18台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	事業部ごとに管理者を決め、簡易点検記録簿にて点検を実施している。							
	廃 棄 時	フロン管理部署が第一種フロン類充填回収業者へ依頼するように運用している。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	3ヶ月に1回以上の頻度で点検を実施し、異常がないか確認を行った。							
	廃 棄 時	フロン類回収業者から破壊証明書を確認し、適正に処理されたか確認するように運用している。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	第一種特定製品の更新時は、トップランナー機器を導入する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。